

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成27年7月27日(月) 午前9時00分～午前9時15分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

1番 杉浦康憲、 2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希、  
4番 浅岡保夫、 5番 長谷川広昌、 6番 黒川美克、  
7番 柴田耕一、 10番 杉浦敏和、 11番 神谷直子、  
13番 北川広人、 14番 鈴木勝彦、 15番 小嶋克文、  
16番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長、副議長

### 2. 欠席者

12番 内藤とし子

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

### 6. 付議事項

1. 高浜市公共施設マネジメント基本条例案について
2. その他

## 7. 会議経過

委員長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

意見なし

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

《議題》

### 1. 高浜市公共施設マネジメント基本条例案について

委員長 この件につきましては、各派に検討のお願いをしておりましたので、順次、御意見をお願いをいたします。まず、事前に提出されております、大家族たかはまクラブの神谷直子委員お願いします。

意（11） 公共施設マネジメント基本条例の議会の役割の第5条のところですが、議会は検討するものとします、とありますが、検討します、にしてもいいような気がしますが、大きな違いはありますかと、提出させていただきました。これは前面の文からも、するものとします、とあるので、するものとします、でもいいような気もしますが、しているので、します、検討します、にしてもいいと思って、文面の違いがないのであれば、するものとします、でもいいですが、検討します、にしてもいいと考える理由ですが、公共施設あり方検討特別委員会を継続して開催されている状態、検討するに値すると考えるから、検討する、と言い切ってもいいのではないかと思ったまででございます。

委員長 神谷直子委員の言われるのは、このままの文面でもいいのかなあ、というようなことですか。考え方について、少しくう。

意（11） はい。別にこのままでも構わないんですが、言い切らないのはな

ぜか、というのが聞きたかっただけです。

委員長 今、神谷直子委員のほうから。

意（13） 進行形だからこういう言葉にするとかではなくて、基本的に今我々がやっているのは、根拠のないやり方なんですよ。この公共施設あり方検討特別委員会の設置、ここでの検討、審査、協議、こういったものは我々がやる、といってやっておるんですけれども、根拠となる条例を今回つくるということだから、この条例に基づいてこうしますという意味で、ものとしませう。という言い方だと、理解をしていただくといいのではないかと思います。市の役割についても、同じだと思ふんですよね。今まででも公共施設マネジメントの計画、策定から何か、ずっとやってきているではないですか。今やめてしまっているわけでもなんでもない。まだ、継続中でやっている最中なんですけれども、ここでもやっぱり根拠となる条例を我々が作りなさいという決議を出して、条例をつくったからこれに基づいて、こうやって、やっていきますよ、ということだから、市の役割も全部、ものとしませう。という書き方がしてある、という理解を私はしていますけれども、そのような理解でいいのではないかと思います。

委員長 そのほか、ございますかね。

## 意見なし

委員長 条例によって体裁の違いはあると思いますが、この条例については、この形でよろしいですかね。では、とりあえず神谷直子委員の内容につきましても、現状のままで、この内容のままでいきますということで。それでは、各派について順次、御意見があればお聞きをしたいと思ふます。

意（14） 一度いただいた原文でよろしいかと思いますので、うちのクラブとしては、このままでいいと思ふます。

意（16） 私どもも、この原文のままでよろしいかと思います。

意（6） 市民クラブも、これで結構でございます。

意（5） 原文のとおりでいいと思ふます。

委員長 共産党さんは特に事前に何も出ていませんし、ということで、それで

はただ今、御協議していただいたとおりのままの内容ということによろしいでしょうか。

意（13） 条文に関しては問題ないと思うんですけれども、逐条解説に関しての部分で、解説の2番目の①の最後から2行目の部分。公共施設あり方検討特別委員会を設置し、調査、研究を行ってきましたが、議会としてこれまでと同様に調査、研究を行うとしていきますと、うたってございます。結局、公共施設あり方検討特別委員会というのが常設をされ、常任委員会ではございませんけれども常設をされた委員会ということで、議長や委員長の呼びかけによって開催ができ、その都度その中で決定をしていくこともできるというような形で、今までやってきておったと思うんですよね。公共施設全般的な部分に関しては、今後20年位のスパンで考えることですからまだいいんですけれども、個別の案件が上がってきた場合に、通常は何といいますか、議会を待っている間にその個別の案件の期間がきてしまうから、ここの委員会で決定しなくてはいけないんじゃないか、というようなことが出てくる可能性があるかと思うんですよ。例えば予算とか何か議案に上程されるものでなく、ここの御意見で決定、意思決定をして欲しいといわれるのがもし当局から出てきた場合、あるいは我々がこれに関しては、我々の総意をきちんととってくれ、というようなことを言わなきゃいけないような場面が出てきた場合、そういった場合には、やはり審査ということは当然やっていかなくてはいけない、ということをおもうんですよね。ですからこの解説自体はあくまで解説ですから、どう捉えてもらっても、どう書いてもらってもいいんですけれども、基本的には審査はもう、じゃあしないんだというような捉われ方にならないようにすべきかな、ということは少し思うんですけれども。そこのところ、皆さん方の御意見を少し伺いたいな、ということをおもっています。

委員長 今、北川委員から意見がありましたけれども、それぞれ何か、御意見があればお聞きしたいと思っております。

意 見 な し

委員長 北川委員、個別に聞いたほうがよろしいですか。それとも、会派みたいな形で聞いたほうがいいと思いますか。

意（13） これは、僕は自分のところの会派でも、会派の中でもしゃべってはいませんから、会派でも。申しわけないですけども、この2、3日の話で自分の中に出てきたことですので。個別というよりも、今私の言ったことに対してそうかなと思われる部分があるのであれば、解説のところに関してはこれは我々が一字一句細かくやる必要性というのは、そんなに感じていませんけれども、今言ったように捉われるのであればいかなものかなという気がするので、皆さん方でそう思うよ、といった気持ちがあるのであれば、事務局なり法規なりのほうで少し、そこら辺のところを勘違いなさないようにこんな文面に変えてもらってはどうか、という気がするんですけども。これは、議決の部分には関係ないですよ。条文ではないですから。

委員長 今北川委員から、解説のところの、2つ目のマルの審査の部分のことを言われたと思いますけれども。特に皆さん方のほうから北川委員の言うとおりでとか、そういうところがあれば御意見をいただきたいと思いますけれども。議長から何かございましたら、御意見をいただきたいと思いますけれども。

議長 公共施設あり方検討特別委員会自体は委員会ですので。逆に言うと、当局から提案を受けたことは、本会議で補正なり予算なり、そこがやはり最終的には決定事項になりますので、その中身を公共施設あり方検討特別委員会の中で検討をされているという理解をさせていただいているので、おっしゃるとおりでよろしいのではないかなと思います。

委員長 特に北川委員の解説の捉え方に、少し私は違うなあというところがございましたら、御意見をいただきたいなと思いますけれど、よろしいですかね。おおむねそういう、議長からもそういうお話がございましたので、おおむねそういう形で捉えているということで北川委員、そういうことですので。おおむね北川委員の解釈と相違ないということですので、お願いをいたします。

その他、何かございましたら。

意（6） 今、北川さんの解釈で、という話なんですけれども、例えば長野士郎さんや何かの出している、地方自治法や何かの逐条解説や何かでもあるんで

すけれども。いわゆるその逐条解説と言われるものは、その人の書いたあれということですので、結局当局がその中に調査という、審査というのが入っていないという話になるという、僕はそれは解釈としてそれを入れておいてもらう、というのが筋だと思うんですけれども。北川さん、そういうことではないんですか。

委員長 ここには入っておるもので、いいんではないんですか。

意（6） いや、調査がね。

委員長 審査が入っているでしょう。

意（13） この書き方だと少し誤解を招くのかなという部分。今までは審査、調査、研究を行ってきましたが、議会としてはこれまでと同様に調査、研究を行う。としていますという書き方だと、微妙なイメージなんですよね。審査があえて抜けてしまっているイメージもあるし、これまでどおりにという言葉も入っているから、少し微妙かなということも思ったというところです。

委員長 北川委員、これまでと同様にという文面を外すのか、これはそのまま残して前面の、公共施設あり方検討特別委員会を設置し、審査、調査、研究、という部分を、ここでも同じ言葉の言い回しで入れたほうがいいよというような、入れておくべきだというようなことでよろしいですかね。

意（13） 多分ですけれども、先ほど議長が言われたみたいに審査という部分が、この委員会にどれくらい課せられるかということを見ると、微妙なんですよ、実際。例えば、これまでと同様に公共施設あり方検討特別委員会を設置し、審査、調査、研究を行う、としていますだったら、それでいいんですよ、この解説が。そうすると、では条文にどうしてその、協議、検討するものとする、というみたいな書き方になるのか、というようにいろんなずれが多分出てきちゃうんで、こういう書き方になってるのかなというような気持ちもするんですよ。

委員長 はい、わかりました。それでは解説のところ、今、北川委員が言われたように、議長も言われたように、議会としても審査という部分が、やらなくてはいけないときがきたときにはやるんだよ、という部分の解釈の仕方で、この解説を読み込んでください、ということよろしいですね。はい、それでは

そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのように決めさせていただけますので、お願ひをいたします。それでは次に一つ。その他、を議題といたします。まず初めに。

意（13） 議会以外の、この条例に関してはここで言う必要はないんですか。個別で、パブリックコメントを出せということですか。

委員長 何かあれば、それはいただいても結構ですが。

意（13） ここで話す必要はないですか、ということの確認です。

委員長 特には必要ないと思ひています。はい、個別に出していただければいいと思ひます。ここは議会の絡みだけでということで、事前にお話をさせていただいておりますので、議会の分だけでいいのかなと思ひます。パブリックコメントは月末までありますので、その他の部分については既に出してもらっている方もお見えかなと思ひますけれども、個々に出していただくということで、お願ひをいたします。では、元に戻ります。

## 2. その他

委員長 まず初めに、次回の公共施設あり方検討特別委員会ですけれども、8月21日午前10時から開催をさせていただきますので、御予定をお願ひいたします。内容につきましては、パブリックコメントの結果の報告、これと合わせて全体計画。これの説明となる予定でありますので、よろしくお願ひをいたします。その他、皆さんのほうで何かあればお願ひをいたします。

意 見 な し

委員長 よろしいですか。

意 見 な し

委員長 では、なければ以上で、本日の特別委員会は終了させていただきます。

委員長挨拶

閉会 午前9時15分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長